

鈴鹿市スポーツ協会競技団体運営強化事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人鈴鹿市スポーツ協会（以下「本会」という。）に加盟する競技団体が、鈴鹿市におけるスポーツ振興を図るために要する団体の運営費に対し、事業費の一部を交付することにより、競技団体の組織の強化と活動の促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第2条 この要綱における交付金の対象者は、本会に加盟する競技団体とする。

2 交付対象経費は、競技団体の運営に要する事務費（会場使用料（会議開催場所等）、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費等）とする。

(交付金の額)

第3条 1 競技団体当たりの交付金額は、交付対象経費の合計額に4分の3を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、4万円を限度額とする。

2 本会代表理事は、予算の範囲内において、前項の交付金を交付する。

(交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする競技団体は、競技団体運営強化事業交付金交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、本会代表理事に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の競技団体の総会資料（収支予算書、事業計画書。ただし、当該年度の総会が未開催の場合は、収支予算書（案）、事業計画書（案）とし、総会終了後速やかに、収支予算書、事業計画書を提出するものとする。）
- (2) その他本会代表理事が必要と認める書類

(申請期間)

第5条 交付金の交付申請期間は、毎年度、本会総会終了後から事務局が指定した日までとする。

(交付の決定)

第6条 本会代表理事は、申請書を受理したときは、本会定款第39条の規定に基づく総務委員会に諮ってその内容を審査し、適当と認めた場合は、交付しようとする事業及び交付金の額を決定し、申請者に競技団体運営強化事業交付金決定通知書（第2号様式）により通知する。

(実績報告)

第7条 交付金の交付を受けた競技団体は、当該年度の終了後30日以内に、競技団体運営強化事業報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付して、本会代表理事に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の競技団体の収支決算書（競技団体の総会が終了していない場合は、収支決算見込み書）
- (2) その他本会代表理事が必要と認める書類

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。